祉センター
対在住で20歳以上の心身共に健康で、講習会全講座を受講後にサポート会員として登録し活動できる方　定20人(申込順)　¥緊急救命講習のみ53円(テキスト代)　申10月23日㈭午後５時までに、電話で問へ
※今回全講座を受講できない方もご相談ください　※子育て支援員研修(地域保育コース)修了者は免除可能な講座があります。
問ファミリー・サポート・センター事務局
☎042－497－5079
▶幼児教育・保育課田
☎042－452－6777

日程	時間	内容
11月 5日㈬	午前10時～正午	オリエンテーション・西東京市の子育て支援
7日㈮		子どもの心の発達とかかわり
11日㈫		子どもを安全に預かるために
13日㈭		緊急救命講習
19日㈬	午前９時30分～正午	保育の心と子どものケアー
20日㈭		登録説明・修了式

西東京市子ども条例

ご存じですか?

西東京市子ども条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つために、まち全体で子どもの育ちを支えることを目的としてつくられています。子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。

子ども条例は、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)や日本国憲法・児童福祉法などの趣旨を踏まえ、平成30年10月１日に施行されました。

子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や子どものために特に進めて行きたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

▶子ども若者応援課
☎042－439－6645
西東京市子ども条例の全文➡
市HP

ようこそ としょかん 10月

乳幼児～小学生を対象としたおはなし会など、いろいろな行事を行っています。
お問い合わせは各図書館へ　図書館HP

中　央　☎042－465－0823

火～金
午前９時～午後８時
土・日・祝日
午前９時～午後６時

- **にこにこおはなし会**　２・16日㈭午前11時／１～２歳児と保護者　※２日は「わらべうたの時間」
- **おはなし会**　２・９・16・23・30日㈭午後３時30分／３歳児から
- **サンサンおはなし会**　19日㈰午前11時／３歳児から
- **おはなしおばさんのおはなし会(図書館協力)**　５日㈰午前11時／３歳児から

保谷駅前　☎042－421－3060

火～金
午前10時～午後８時
土・日・祝日
午前10時～午後６時

- **ちいさなおはなしひろば**　10・24日㈮午前11時／１～２歳児と保護者　※10日は「わらべうたの時間」
- **おはなしひろば**　10・24日㈮午後４時／３歳児から
- **おはなしのへや**　４・18日㈯午後３時30分／５歳児から

芝久保　☎042－465－9825

火～日
午前10時～午後６時

- **ちびっこおはなし会**　８日㈬午前11時／１～２歳児と保護者
- **おはなし会**　２・９・16・23日㈭午後４時／３歳児から

谷　戸　☎042－421－4545

火～日
午前10時～午後６時

- **ちびっこおはなし会**　１・15日㈬午前11時／１～２歳児と保護者
- **おはなし会**　８・22日㈬午後３時30分／３歳児から

柳　沢　☎042－464－8240

火～金
午前10時～午後８時
土・日・祝日
午前10時～午後６時

- **ちいさなおはなしひろば**　３・10日㈮午前11時／１～２歳児と保護者　※３日は「わらべうたの時間」
- **おはなしひろば**　１・８・15・22日㈬午後３時30分／３歳児から
- **わくわくドキドキ紙芝居**　11日㈯午前10時30分／どなたでも

ひばりが丘　☎042－424－0264

火～金
午前10時～午後８時
土・日・祝日
午前10時～午後６時

- ちびっこひろば　３・10・24日㈮午前11時／１～２歳児と保護者
- おはなしひろば　１・15日㈬午後４時／３歳児から
- おはなしひろばサタデー　４日㈯午前11時／３歳児から

児童館・児童センターとの共催行事

- **はじめてのページ**　２日㈭午前11時15分／下保谷児童センター
- **新町おはなしひろば**　１日㈬午後３時30分／新町児童館／３歳児から

各館の休館日　６日㈪・14日㈫・20日㈪・27日㈪

※中央・保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館は、17日㈮も休館
※芝久保・谷戸図書館は、13日㈷も休館
※芝久保図書館は、電気設備工事のため、28日㈫も休館

赤ちゃん集まれ～♪

お近くの「赤ちゃんのつどい」に参加しませんか。
※詳細は地域子育て支援センターHPへ
内保護者同士のおしゃべりタイム・ふれあい遊び・絵本の読み聞かせなど
対０から８カ月ごろの乳児と保護者
市HP

赤ちゃんのつどい日程　10・11月

会場	日程	
センターひがし	10月10日㈮	11月14日㈮
センターすみよし	10月10日㈮	11月14日㈮
	10月28日㈫	11月25日㈫
センターなかまち	10月14日㈫	11月17日㈪
	10月31日㈮	11月28日㈮
センターけやき	10月31日㈮	11月28日㈮
センターやぎさわ	10月17日㈮	11月28日㈮

▶幼児教育・保育課田☎042－452－6777

児童扶養手当の申請

▶子ども若者応援課田
☎042－460－9840

支給要件に該当し、未申請の方は、子ども若者応援課(田無第二庁舎２階)で申請手続をしてください。
対次のいずれかの状態にある18歳になった最初の３月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者
●父母が離婚　●父または母が死亡　●父または母に重度の障害がある
●婚姻によらない出生など　※詳細はお問い合わせください。
□**支給制限**　次のいずれかの場合は該当しません。
●児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所　●児童が請求者以外の父または母と生計同一　●児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と生計同一　●請求者または児童が日本に住所を有しない　※単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む
□**手当の支払月**　申請日の翌月分から支給を開始し、奇数月(１・３・５・７・９・11月)に各２カ月分
□**支給金額(月額)**　単位：円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
１人目	4万6,690	4万6,680～1万1,010
2人目以降加算額(１人につき)	1万1,030	1万1,020～5,520

□**所得制限**　請求者本人および同居の扶養義務者などの所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

■別表１　令和７年度児童扶養手当所得制限限度額表
〈令和６年１月１日～12月31日の所得〉
〈令和７年11月～令和８年10月分の手当に適用〉　単位：円

扶養親族の数	本人		孤児などの養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
０人	69万	208万	236万
１人	107万	246万	274万
２人	145万	284万	312万
３人	183万	322万	350万
４人以上	１人につき加算38万		
１人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万		老人扶養６万(老人扶養のみの場合は、２人目から)
	老人扶養10万		

※受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表２　所得から控除できる額　単位：円

種別	本人(父または母)	本人(養育者) 配偶者 扶養義務者
社会保険料相当額	8万	8万
障害・勤労学生控除	27万	27万
特別障害者控除	40万	40万
寡婦控除	0	27万
ひとり親控除	0	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	

※配偶者は寡婦控除なし

「いこいーな ぬりえ」が市HPからダウンロードできます。ぜひご家族でお楽しみください。　▶企画政策課田